

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱

令和元年 7 月 9 日
大磯町告示第 86 号

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱（平成 24 年大磯町告示第 77 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、有害鳥獣被害防除対策を講ずるものに対し、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和 33 年大磯町規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第 2 条 補助事業は、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図ることを目的として実施する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 既に同一箇所において補助金の交付を受けており、当該交付決定の日から 5 年が経過していないとき。
- (2) 補助金の交付申請と同一年度に有害鳥獣防除用資材の購入及び設置が完了しないとき。

3 補助事業者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請時点において、個人にあっては大磯町内に住所を有していること。また、法人にあっては大磯町内に所在地を有していること。
- (2) 補助金の申請農地（町内、平塚市及び二宮町に存する農地に限る。）を所有している者及びその世帯員等（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 2 項で規定する世帯員等をいう。）又は、次のいずれかの法に沿った方法で農地を借り入れている者であること。

ア 農地法

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）

- (3) 前号の農地を使用していること。
- (4) 湘南農業協同組合の農作物鳥獣被害対策助成金の助成対象者は、当該助成金を申請していること。
- (5) 町税を滞納していないこと。
- (6) 生活費の確保を目的とした国及び神奈川県その他の事業による給付を受けていないこと。
- (7) 大磯町暴力団員排除条例（平成 24 年大磯町条例第 7 号）第 2 条第 2 号に該当する団体若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められないこと。

（補助金の使途）

第 3 条 補助金の使途は、次に掲げる有害鳥獣防除用資材の購入費とする。

- (1) 電気柵（電圧計測器を含む。）
- (2) ネット類
- (3) 金網・鉄線類
- (4) トタン
- (5) その他町長が認めるもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で設置1箇所当たり、次に掲げるとおりとし、有害鳥獣防除用資材の購入費用が限度額未満の場合は、その額とする。なお、国、県、その他団体から補助金の交付を受けている場合は、その額を差し引いた額を交付するものとする。

区分	補助額	限度額
認定農業者	定額補助（限度額未満の場合はその額）	設置1箇所につき150,000円 （ただし、設置の対象が広域（1ヘクタール以上又は総延長400メートル以上）となる一団の土地の場合にあっては、450,000円とする。）
その他		設置1箇所につき90,000円 （ただし、設置の対象が広域（1ヘクタール以上又は総延長400メートル以上）となる一団の土地の場合にあっては、270,000円とする。）

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項ただし書に規定する交付申請は、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 農地の所有権や利用権が分かる書類
- (2) 有害鳥獣防除用資材を設置した農地の地番を記載した位置図
- (3) 有害鳥獣防除用資材を設置した農地の写真
- (4) 購入した有害鳥獣防除用資材の領収書等の写し又はそれに相当するもの
- (5) 購入した有害鳥獣防除用資材の内訳が分かる書類
- (6) 国、県、その他団体から補助金の交付を受けている場合は、その交付額が分かる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定及び第10条の規定により、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 規則第11条の交付の請求は、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付請求書(第3号様式)によるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年6月21日大磯町告示第75号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年12月8日大磯町告示第105号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前までに受理した申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年6月25日大磯町告示第79号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降の購入から適用し、同日前の購入に関しては、なお従前の例による。